

# 西宮市立甲子園浜自然環境センター条例

(平成14年9月27日)

(西宮市条例第12号)

(設置)

**第1条** 甲子園浜の良好な環境を保全するとともに、海浜及び干潟における自然体験活動及び環境学習活動並びに各種の研修及び交流等を通じて、市民の自主的な環境に関する活動を推進するため、西宮市立甲子園浜自然環境センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** センターは、西宮市枝川町19番10号に置く。

(事業)

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 甲子園浜の環境保全活動に関すること。
- (2) 自然体験活動、環境学習活動その他の自然に親しむ活動に関すること。
- (3) 市民及び市民団体の活動及び交流の促進に関すること。
- (4) 環境に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(使用許可)

**第4条** 研修室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第2項各号のいずれかに該当し、又は前項の条件に違反したときは、許可を取り消すことができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

**第5条** 使用者は、研修室の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（入館の制限等）

**第6条** 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（1） 他人に危害を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

（2） センターの管理上の指示に従わないとき。

（3） 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

（規則への委任）

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成14年規則第36号により、平成14年11月1日から施行〕